

令和8年美浦村告示第124号

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、美浦村所有財産の売払いに係る一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年8月18日

美浦村長 中 島 栄



1 売却予定物件

以下の物件は、紀尾井町戦略研究所 株式会社（K S I）が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して入札を行う物件であり、入札に関する手続については、美浦村インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

- (1) 物件番号 R08美浦車07
- (2) 物件種類 小型自動車（小型トラック）
- (3) 車 名 トヨタ ダイナ KC-LY101
- (4) 予定価格 ￥100,000-
- (5) 入札保証金 ￥10,000-

※売却予定物件の詳細については、別紙「物件に関する情報」を参照すること。

2 入札参加資格

以下のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者又は同条第2項の規定に基づく美浦村の入札参加の制限を受けている者。
- (2) 参加仮申込の時点で20歳未満の者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団員をいう）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、美浦村長が不適格であると認める者。

- (2) 提出先 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地
美浦村役場総務部企画財政課 管財係
- (3) 提出期限 令和8年10月16日(金)午後5時 まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合は開庁日の午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に持ち込むこととし、郵送の場合は提出期限内に必着することとする。

(5) その他

ア 参加仮申込及び本申込に要する費用は、申込者の負担とする。

イ 一旦受領した書類は返却しない。

5 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は、オン納付により入札に参加しようとする者(本人又は代理人)の名義で納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に返還する。
※原則として、引き落としを行わないことで返還とさせていただきますが、クレジットカード会社の都合により、一旦引き落としを行い翌月以降に返還を行う場合がありますのでご了承ください。
- (3) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が物件の売払いに係る契約を締結したときに契約保証金に充当するものとする。ただし、美浦村の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は没収となり、美浦村に帰属する。
- (4) 入札保証金には利子を付さない。

6 下見会の実施

売却予定物件について、以下のとおり下見会を実施する。入札の参加にあたり必要な者は事前に下記連絡先に予約のうえ、現物の確認を行うこと。

- (1) 実施日時 令和8年9月9日(水)から令和8年9月15日(火)
の間の平日で事前に予約した日時(原則として予約の無い者の下見会の参加は認めない。)
- (2) 実施場所 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地
美浦村役場 車庫(集合場所:美浦村役場庁舎 西側駐車場)
- (3) 連絡先 美浦村役場経済建設部生活安全課
電話 029-885-0340
※希望の日時をご連絡ください。ただし、予約時期その他の事情により希望通りの日時に参加できない場合があります。
- (4) 注意事項 車体の傷などの確認については、下見会の時に行うこと。なお、入札をする上で下見会の参加は必須ではないが、入札をし

た時点で売却予定物件の確認をしたものとみなされることに留意すること。

7 入札執行の場所及び期間等

- (1) 入札場所 公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 令和8年10月13日(火) 午後1時から
令和8年10月21日(水) 午後1時まで
- (3) 開 札 令和8年10月21日(水) 午後1時から

8 入札方法等

公有財産売却システムにおいて、参加本申込の手続きを完了したログインIDで入札価格を登録する。なお、この登録は一回のみとする。郵便又は持参による入札書の提出は認めない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 参加仮申込及び参加本申込の手続きにおいて、虚偽の申請を行った者の入札
- (3) 美浦村インターネット公有財産売却ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

10 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、公有財産売却システムにより行われた入札のうち、入札価格が予定価格以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あった場合は、公有財産売却システム上のくじ(自動抽選)により落札者を決定する。

11 開札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、公有財産売却システムに一定期間公開するものとする。

12 売買契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年10月22日(木)までに売買契約を締結しなければならない。
- (2) 売買代金の額は、落札金額と同額とする。
- (3) 落札者が納めなければならない契約保証金の額は、すでに納付した入札保証金の額と同額とし、その全額を契約保証金に充当するものとする。ただし、正当な理由なく上記期限までに契約を締結しない場合は、落札者の決定が取消となり、入札保証金は美浦村に帰属する。

- (4) 契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとする。
- (5) 契約保証金には利子を付さない。
- (6) 契約締結により、当該落札車両に係る危険負担は落札者に移転する。

1 3 売買代金の納入

- (1) 売買契約を締結した落札者は、令和8年11月4日（水）午後2時30分までに、次の方法により当該契約に係る売買代金の残金（売買代金から契約保証金を差し引いた額）を納付しなければならない。

ア 美浦村の指定する口座への銀行振込による納付

イ 美浦村が用意する納付書により、美浦村が指定する金融機関での納付

- (2) 上記期限までに納付が確認できない場合は、売買契約は解除となり、契約保証金は美浦村に帰属する。

1 4 物件の引き渡し

- (1) 落札物件の所有権は、売買代金の残金の支払いを完了したときに移転するものとする。
- (2) 美浦村は、売買代金の残金の納付を確認した後、現状有姿のまま物件を落札者に引き渡すものとし、落札者自身が自動車の登録手続きを行うこととする。この場合において、落札者が速やかに引き渡しを受けられない場合は、保管依頼書を美浦村に提出しなければならない。
- (3) 落札物件に係る売買代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

1 5 契約不適合責任

落札者は、落札物件について契約の内容に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

1 6 その他

- (1) 売却予定物件は、経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり、充分理解したうえで入札すること。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
- (3) 契約、引渡しその他に関する費用や登録費用は、すべて落札者の負担とする。
- (4) その他詳細不明の点については、次に照会のこと。

美浦村総務部企画財政課 管財係

住所 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地

電話 029-885-0340（内線208）